

令和元年度第1回尼崎市国民健康保険運営協議会議事録

事務局： ただ今から、令和元年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。協議会の開会にあたりまして、芝軒総務局長からごあいさつをさせていただきます。

局長： 都道府県が財政の責任主体ということにより、安定した財政運営、そして、事務事業の効率化といったことを目指しているところでございます。

一方で、われわれ尼崎市のような市町村でございますが、市民に身近な立場にあるということで、非常にきめ細かい施策を独自にしております。

都道府県の広域化の中で、今後もまた難しいかじ取りを求められる、そういった状況にありますが、これまで努めてまいりました収入率の向上対策、そして、医療費の適正化、こういった課題につきましても、今以上に進めて行かなければならない、こういう風に考えております。

とりわけ医療費の適正化につきましては、われわれ、ヘルスアップ戦略事業ということで、独自の施策を展開しております、疾病の重症化、こういったものの予防に努めておまして、また、庁内横断的に戦略会議を設けておまして、生活病の防止対策について、総合的な取組を進めているところでございます。

こういった医療費の適正化に加えまして、収入率の向上対策を両輪といたしまして、今後、安定した運営に努めてまいりたいと思います。

委員の皆様方も、こういった現状を踏まえたうえで、今までのような貴重なご指導、そして、ご鞭撻を賜りたいとお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、私のあいさつに代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

事務局： 次に、昨年度の開催以降、一部、委員の改選がありましたので、改めて、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、土岐委員から順次お願いたします。

(各委員 自己紹介)

事務局： ありがとうございます。なお、本日は被保険者代表の横田委員、療養担当者代表の児玉委員、このお二人が所用のため欠席するとの届け出がございましたので、あらかじめご報告させていただきます。

次に、当局側の職員を紹介させていただきます。まずは芝軒総務局長からお願いいたします。

局長： 総務局長の芝軒でございます。それでは、総務局市民サービス部の国民健康保険事業に係る職員を資料2ページの組織図に沿って、紹介させていただきます。

(職員紹介)

事務局： 次に郷司医務監お願いたします。

医務監： 医務監の郷司でございます。本日はお忙しい中、国民健康保険運営協議会にご

出席をいただきまして、ありがとうございます。

本年度から、健康福祉局の所管する事務のうち、保健衛生行政に係る事項については、健康福祉局長から権限が移譲されておりますことから、私の方から、健康福祉局保健部の国民健康保険事業に係る職員をご紹介します。

(職員紹介)

事務局： それではただ今から議事に入りますが、議事に先立ちまして、尼崎市国民健康保険運営協議会規則第3条の定足数に達しておりますことを、ご報告申し上げます。

本日はまず、会長・副会長の選出についてご協議いただくわけですが、会長・副会長が選出されるまでの間、臨時に議長を選出し、議事を進めたいと存じます。

つきましては、僭越でございますが、事務局から年長者の小林委員に臨時に議長をつとめていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(全員 異議なし)

事務局： ありがとうございます。異議がないようでございますので、小林委員議長席へお願いします。

臨時議長： ただ今、ご指名をいただきました小林でございます。誠に僭越ではございますが、会長・副会長が決まりますまで、私が臨時に議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「会長・副会長の選出について」を議題といたします。

まず、選出方法について事務局から説明願います。

事務局： 国保年金管理担当課長でございます。それでは、「会長・副会長の選出について」ご説明申し上げます。資料3ページをお開きください。

(事務局説明)

臨時議長： ただ今の説明にもありましたように、会長・副会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、公益代表の委員の内から、全員で選挙することになっておりますが、慣例に従いまして、公益委員の方から候補者をご推薦いただき、その方をご承認いただく方法をとりたいと思っておりますが如何でしょうか。

(全員 異議なし)

臨時議長： それでは、公益委員の方から会長・副会長候補者の推薦にあたり、協議の結果についてご発言をよろしくお願い申し上げます。

委員： 会長・副会長の候補者につきましては、従来からの慣例等もありまして、本日、この会議の前に私たち公益委員で協議をいたしました結果、会長に土岐委員を、副会長に小西委員を推薦いたしますので、よろしくお願いいたします。

臨時議長： ただ今、安浪委員から会長に土岐委員、副会長に小西委員の推薦がありましたが、そのように決定させていただいてよろしいでしょうか。

(全員 異議なし)

臨時議長： それでは、会長に土岐委員、副会長に小西委員を全会一致により決定しまし

た。

これをおもひまして、臨時議長の役を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局： 小林委員ありがとうございました。それでは、土岐委員、会長席の方へご着席をお願いします。まず、会長にご就任されました土岐委員にごあいさつをお願いいたします。

会長： 皆さまこんにちは。ただ今、国民健康保険運営協議会会長にご推挙いただきました土岐でございます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。国民健康保険事業は、市民の健康と福祉の向上にとって極めて重要な事業であります。少子高齢化の急速な進展や制度を取り巻く環境の変化により、その運営は厳しい状況となっております。

そうした中、昨年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町村とともに事業の運営を担っているところでございます。

このような変革の時期に本運営協議会の会長という重責をおおせつかりましたが、皆さま方のご支援・ご協力を得て本市国民健康保険事業の円滑な運営のため努力して参りたいと思っております。何とぞよろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、一言ごあいさつといたします。

事務局： 土岐会長ありがとうございました。続きまして、副会長にご就任されました小西委員にごあいさつをお願いいたします。

副会長： ただ今、本協議会の副会長にご推挙いただきました小西でございます。

会長を補佐し、市民の健康を守るという立場から国民健康保険事業の円滑な推進に寄与したいと考えております。

どうか委員各位のご協力・ご支援をよろしくお願い申し上げます。ごあいさつといたします。よろしくお願い申し上げます。

事務局： 小西副会長ありがとうございました。それでは、土岐会長、これからの議事運営についてよろしくお願いいたします。

会長： はじめに、本日の会議の議事録署名委員の指名を私から申し上げます。被保険者代表の野嶋委員、療養担当代表の井波委員をお願いしたいと思いますのでご承認願います。

それでは、これより本日の議題に入ります。「報告事項について」を議題といたします。まず、(1)の「尼崎市国民健康保険事業の概況について」、(2)の「平成30年度国民健康保険事業決算について」、(3)の「その他について」を事務局から一括して説明願います。

事務局： はい、国保年金管理担当課長でございます。それでは、順次ご説明させていただきます。

資料7ページをお願いします。尼崎市国民健康保険事業の概況でございます。

なお、年度の表記に関しましては、今年度はすべて平成31年度の表記で統一させていただきます。

それでははじめに、「第1 本市国保の加入状況」でございます。

平成31年4月1日現在の国保加入世帯数は64,800世帯、被保険者数は96,827人となっております。国保加入率は21.46%で、市民の約2割の方々が国保に加入していただいている状況にあります。

その下、被保険者数・世帯数の推移を平成27年度から記載しておりますが、被保険者数・世帯数それぞれ減少し続けているところでございます。減少の主な原因は、75歳になられて後期高齢者医療保険へ変わっていかれる方が毎年4,5千人ほどいらっしゃるることによるものでございます。

次に、「第2 給付状況」でございます。

まず、「1 給付割合」は、保険での給付割合でございます。年齢によりまして、国民健康保険で医療費の7割、又は8割を給付し、残りが自己負担となります。

次に、「2 付加給付」につきましては、出産育児一時金42万円、葬祭費3万円、結核・精神医療付加金につきましては、記載のと通りの給付を行っております。

次に、8ページの「3 高額療養費」は、同一月内に医療機関に支払った自己負担額が、所得区分に応じて設定された限度額を超えた場合に、その超えた額を被保険者に給付するというものでございます。

被保険者が70歳未満の場合、(1)の表の5つの所得区分に応じて限度額が設定されております。また、70歳以上の方につきましては、(2)の表の6つの所得区分に応じて、それぞれ記載の限度額を超えた場合に、その超えた額を被保険者に給付するというものでございます。

ページの一番下、「4 あんま、マッサージ、はり、きゅう施術の補助」は、いわゆる「施設払い」と言われるもので、医師の同意書を添付して保険給付を受ける「療養費払い」と区別しており、市指定の施術所で、あんま、マッサージ等の施術を受けた場合、年間12回を限度に、大人1回1,000円、子供1回500円を助成しているものでございます。

資料9ページをお願いいたします。

「第3 平成31年度当初予算」について、でございます。

まず、初めに、31年度からの新規事業について、ご説明いたします。10ページの「3 新規・拡充事業等」をご覧ください。

今年度からの新規事業といたしまして、4月1日に国民健康保年事業基金を創設致しております。

この基金につきましては、国保事業の財政の健全な運営を図るために活用されるものでありまして、4月に今年度当初予算編成時点で見込まれた累積剰余金のうち33億1千万円を積み立てております。

基金を取り崩すことができるケースは、条例で規定されておりまして、具体的には、1つ目にアの、国保事業に要する経費の財源が不足する場合、その不足財源を補うための財源に充てるとき、つまり、収支に穴が開くときですね。

2つ目に、保険料率が著しく増加することが見込まれる場合、その増加を緩和するための財源に充てるとき、例えば、医療費が通常想定される範囲を超えて上昇した場合、翌年度以降の負担に転嫁されるときに、その負担を緩和させる場合などのケースでございます。

3つ目に、被保険者の健康の保持増進を図るため、保健事業に要する経費の財源に充てるとき

4つ目に、国保事業の財政の健全な運営を図るために必要があると市長が認める経費に充てるとき、となっております。

では、戻りまして、9ページの「1 歳入」について、ご説明いたします。

平成30年度と対比して表示しておりますが、右側の31年度の予算額をご覧願います。

はじめに、国民健康保険料でございますが、現年度分・滞納繰越分の合計、計の欄のところでございますが、予算額80億1,136万3千円を計上いたしております。30年度と比べまして、2億3,400万円余りの増額となっております。なお、予算上の目標収納率は、92.25%としております。

次の、県支出金でございますが、歳出の保険給付費の法定給付分の財源として 普通交付金311億7,130万5千円と、市の財政状況その他の事情に応じた財政調整のための特別交付金10億6,833万1千円の計322億3,963万6千円を計上いたしております。保険給付費の減に伴い30年度と比べ26億4,900万円余りの減となっております。

次に、ひとつ飛びまして繰入金でございます。繰入金は、保険料軽減分の補てんの保険基盤安定繰入金や、保険者支援制度繰入金をはじめとする一般会計からの繰入金で、総額で49億2,066万7千円を計上いたしております。繰入額の基準となる保険料軽減・減免額の減などによりまして30年度と比べ6億5,600万円余りの減となっております。

その下、繰越金でございますが、先ほど基金のところでご説明しました基金積立金や、29年度の国庫負担金の精算返還金、などの財源として39億6,000万円を計上しております。

以上、歳入合計493億1,551万3千円を計上いたしておりまして、30年度に比べまして5億8,500万円余りの増となっております。

次に、下の「2 歳出」をご覧ください。

歳出の中心となります医療費関係でございますが、表の中ほど保険給付費の合計として、312億195万5千円を計上いたしております。被保険者数の減などにより、

歳入の普通交付金と連動しますが、30年度に比べ26億2,200万円余りの減と見込んでおります。

その主なものとしては、いわゆる現物給付に係る療養給付費265億6,138万8千円でございます。

次に、県が県内の各市町が支出した保険給付費をまかなうために各市町が県へ納付する国保事業費納付金は、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合わせて、130億3,706万2千円で、30年度に比べ5,900万円余りの減となっております。

その下、保健事業費は、主に特定健診や保健指導などに要する事業費で、6億3,794万2千円を計上いたしております。

以上、歳出は歳入と同額の493億1,551万3千円を計上いたしております。

それでは、資料10ページをお願いいたします。「第4 平成31年度の国民健康保険料」について、でございます。

保険料率につきましては、表に記載のとおり、医療分、支援金分、介護分の3本立ての設定となっており、まず、所得割保険料率は、医療分につきましては、旧ただし書き所得の7.56%、支援金分は、2.76%、また、介護分は3.24%と、させていただきます。

均等割は、被保険者1人当たり、平等割は、1世帯当たりに賦課されるもので、それぞれ記載の金額でございます。

4の賦課限度額につきましては、医療分が最高61万円、支援金等分19万円、介護分16万円でございます。この保険料の賦課限度額は、市国保条例で政令の条項を引用するように規定しておりますことから、国民健康保険法施行令第29条の7の金額と同額となっております。

資料11ページをお願いいたします。

「5 平成31年度保険料」は、先ほどの保険料率を用いての実際の保険料算出方法でございます。医療分、支援金分、介護分をそれぞれの保険料率と被保険者世帯の所得額、被保険者数などで計算して決定します。

その下、「第5 保険料及び賦課限度額」は、平成27年度から5年間の保険料率等の経年比較でございます。

平成31年度の医療分、支援金分、介護分のそれぞれの保険料率は、「第4 平成31年度の国民健康保険料」でもご説明いたしましたが、ここでは、29年度から30年度での変化、具体的に申し上げますと、医療費分の所得割が9.84%から7.92%に、均等割が31,176円から26,316円にグンと下がっているのが見て取れると思います。

保険料率だけではなく、保険料を、1世帯当たり、1人当たりで見たものが、12ページ「第6 一世帯当たり及び一人当たり保険料調定額」でございます。

このうち、すべての被保険者に掛かる医療分と支援金分で1人当たりの保険料の推移を示したのが、表の下のグラフでございまして、ここでも29年度から30年度で大きく変化しているのがお分かりかと思いますが、この変化が都道府県単位化の影響によるものでございます。

それでは資料13ページをお願いいたします。「平成30年度国民健康保険事業決算について」ご説明いたします。

まず、ページ中ほどの平成30年度の取組結果からご説明いたします。

国保事業は、収納率向上対策と医療費の適正化対策に力を入れているところでございまして、①の、収納率向上対策の取組は、窓口での粘り強い納付折衝、口座振替の促進の取組のほか、滞納整理の取組の結果、平成30年度現年度収納率は93.07%となり、表では3年間のみと比較ですが、9年間連続して上昇しております。また、口座振替加入率49.0%についても前年度を上回る結果となっております。

②、③は、医療費の適正化対策でございまして。特定健診事業につきましては、健診とその結果に基づく保健指導により、被保険者の健康寿命の延伸と、結果としての医療費の適正化に資するため、特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上を目指しており、平成30年度の特定健診受診率は、32.9%となっております。

③ですが、ジェネリック差額通知や柔道整復施術療養費支給の内容審査委託について記載しておりますので、こちらはご清覧願います。

次に、決算額について、ご説明いたします。

まず、「1歳入」の主なものですが、国民健康保険料の現年度分・滞納繰越分の合計については、決算額は、85億4,627万5千円、予算に対して、7億6,900万円余りの増となっております。

次に、一つ飛びまして県支出金は、法定保険給付費に対する県からの交付金である普通交付金が325億598万6千円となっております。これは先ほど今年度の予算でも申し上げましたが、歳出に連動しますので、歳出の減に伴いまして予算に対して、12億8,900万円余りの減となっております。

次に、一般会計からの繰入金は、49億4,071万4千円、その下の29年度からの繰越金は、50億577万4千円でございます。

以上、歳入合計の決算額は521億8,872万7千円となっております。

次に、右の表の「2歳出」でございまして。

歳出の主なものとしましては、上から2行目以降の保険給付費でございまして、その合計は、保険給付費の一番下の計の欄で、決算額322億6,805万2千円で、予算に対しまして、15億5,674万円余りの減となっております。

減となった主な理由は、保険給付費の一番上の療養給付費で、決算額275億6,422万6千円が、被保険者数の減などに伴う受診件数の減により12億1,900万円余りの減となったことによるものでございます。

保険給付費の下、国保事業費納付金は、医療分、後期高齢支援金分、介護納付金分、合計130億9,677万5千円で県が決定した額どおり納付しますので、予算・決算の乖離はございません。

以上、歳出合計の決算額は475億7,530万7千円で、歳入・歳出差引額は、46億1,342万でございます。

なお、このうち基金積立金や国への返還金などで31年度予算に繰越金39億6千万円を既に計上しており、これ以外に保険給付費交付金の概算交付分などの返還金などが、約3億円ございまして、今年度中に返還する予定でございます。

「尼崎市国民健康保険事業の概況」及び「平成30年度国民健康保険事業の決算」については、以上でございます。

なお、その他報告事項ですが、本日までに都道府県単位化に関しまして、何か新しい県からの情報があればご案内させていただこうかと用意しておりましたが、去年の開催以降新たな情報がございませんので、本日、その他でご報告させていただくものはありません。以上でございます。

会長：事務局の説明は終わりました。ただ今の報告事項につきまして、ご意見、ご質問等があれば発言ください。

委員：2点ほどお聞きしたいのですが、1つ目は基金のことで、基金を創設されたということで、今回の基金の積立額は33億円、これはこれまでの繰越金をそのまま充てるということなんですけれども、基金の考え方は資料にも書かれていて、これは条例で決まっているということなんですけれども、私は基金はやっぱり貯めておくのではなく、活用すべきじゃないのかなど。

特にこの間の繰越金ということで剰余のような形で出てきたものなので、市民にもどんどん還元していくということが必要でしょうし、計画的に取り崩していくと。今回の条例による処分理由というのは、どちらかというと財源が不足するとか、要するに苦しくなる可能性がある時に取り崩すということになっているんですが、基金を持っておくのではなくて、どんどん活用していくためには、処分理由の「市長が必要と認めるとき」なんかの項目を利用して、積極的に活用して、まだまだ保険料は高いです。保険料を安くしていくということが必要なのではないかと思うんですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

事務局：国保年金管理担当課長でございます。委員ご指摘のとおり、こちらの方の繰越金を基金に積み立てさせていただきました。この繰越金に関しまして、今回基金に持っていったときに、処分できる理由というのを条例で定めさせていただきました。

今現在、国民健康保険に関しましては、都道府県単位化が平成30年度から始まったところでございます。その過渡期ということでございまして、平成30年度と今年度につきましては、それぞれ繰越金の中から2億円を財源として活用させていただいております。

今後の国保の事業運営としましては、これまでは、医療費を市が見積もって、それに応じた保険料を徴収して、医療費が結果としてかからなかった場合は剰余金が発生する、という財源構造でしたが、これからは県への納付金、これは確定した額です。ここから国県等の補助金を除いた額を皆さまに保険料としてご負担いただくということで、額が確定しているものに対して保険料を徴収させていただくということです。どちらかというとな剰余金が出るような財政構造ではございません。そういうこともございますので、基金というのは、今後の事業運営の中で適切に状況を見て取り崩し等を行っていきたくて考えております。以上でございます。

委員：　今回は2億円を活用したということなんですけれども、剰余で発生した基金ですので、これは大いに、もっと計画的に取り崩して市民に還元すべきなんじゃないかと思っておりますので、その点は努力していただきたいという風に思います。

もう一つは資料13ページの「滞納整理による効果額」の所なんですけれども、特に差押えの件なんですけれども、平成30年度では、効果額が7,254千円、平成29年度は6,750千円ということで増えているんですけれども、実は事前にいただいた資料でいうと、1件あたりの差押えの金額は減っているんですね。私なりに計算しましたが、平成30年度は94件で、1件当たり7万7千円くらい。平成29年度は46件で、1件当たり14万円くらい。そして、その前の年は18万円くらいということで、徐々に差押えの1件当たりの金額が小さくなってきている。特に10万円未満の差押えというのが、昨年度で33件あります。その前の年は6件、その前の年は4件ということで、昨年度から10万円未満の差押えがグンと増えている。本来10万円未満の滞納というのは納付相談で終わるような金額なんじゃないかと思うんですが、そういう少額な差押えというのは、特に生活費のための預金でもある、そういう風に私は推測するんですけれども、やはりそういう10万円未満のような少額な差押えというのは控えるべきなんじゃないかと、納付相談で対応すべきなんじゃないかと思うんですが、その点についてはどうお考えですか。

事務局：　国保年金課長でございます。委員からのご指摘、これは再三ご指摘いただいているところなんですけれども、まず国民健康保険というのは特別会計ですから、歳入があつて歳出がある。これは独立採算制です。ですから、国県からの補助金等はございますけれども、この国民健康保険会計が赤字になってしまつては何にもなりませんので、被保険者の健康を守っていくためには、まずそこが一番大事であると思っております。

もちろんわれわれといたしましても、いきなり差押えをすつとといった強引なことはしておりませんし、保険料を納めていただくために、今2本の柱から滞納対策を実施しておりますけれども、まず一つは口座振替の加入勧奨です。加入された方に対して滞納を発生させにくいための仕組みづくり、ここがまず1点。それでもやむを得ず滞納に至つてしまった場合には、納付相談をさせていただいて、それでも納付相談は窓

口で10分、15分の話ですので、どうしてもなかなか分からないこともあります。その後、国税徴収法に認められた財産調査をさせていただいて、預貯金がおありですけど前とお話が違いますよね、ということにも出てくるんですね。そういった時には、まずは一度市役所の方に来ていただいて、差押えに至る前に、納付相談をさせていただいて、できるだけ自主納付に導くような努力はしております。ただどうしてもご理解いただけないというようなケースもございます。その場合はわれわれも本意ではございませんが、差押えに至るようなケースもございます。

また、ここでいう10万円というのは、滞納額が10万円ということで、預貯金が10万円しかないところを無理やり差押えているということではございません。いずれにしても極力、われわれとしましては、厳しいですけども丁寧な対応を心がけていきたいと思っておりますので、そこはご理解いただければと思います。

委員： もちろん10万円未満の滞納に対しての差押えだということは分かっているんですけども、例えば昨年度の実績の33件がすべて10万円だったとしても、300万円ちょっとでしょう。そんなに決算に影響が出るような金額ではないように思いますし、それまでは熱心に粘り強く納付相談されてきたわけですから、今後とも差押えの方にパッと移行するのではなく、粘り強く納付折衝していただきたいとお願ひしておきます。以上です。

委員： この間の決算議会でも問題になったというか、あったと思うんですけども、平成30年度の監査結果で国保のヘルスアップ、いまカラダ事業ですね、あれが指摘を受けているんですけども、その辺は国保の皆さんには説明はされているのでしょうか。

事務局： 国保年金管理担当課長でございます。委員ご指摘の部分に関しましては、30年度の監査結果報告書、この3月に出たものですね、これに関しまして、今年の9月、10月議会の一般質問で宮城議員から色々ご質問をいただいていたというものでございます。

監査委員の指摘の内容なんですけれども、いわゆる組織のマネジメントでありますとか、事業の評価、PDCA サイクルを回すというような内容が多かったと思います。それはあくまで市の事務執行上の課題について、監査委員の方から色々ご指摘をいただいたものでございます。直接被保険者の方に影響があるような、決算上の数字の部分、これに関しましては、いまカラダポイント事業の関係で補助金の返還をさせなさい、というご指摘がございました。これについては既に30年度決算の中で、いまカラダポイント協議会の方から返還を受けております。そういうことで、被保険者の皆さまに影響するような部分につきましては、一定整理は済んでいるのかなというところでございます。

その説明はしたのかということですが、今この場を借りて、という形になってしまいましたが、それが今回の監査委員からのご指摘の内容でございます。組織

マネジメント、PDCA サイクル、事業評価をしっかりとしなさいというようなご指摘等をいただいたというところでございます。

委員： 一般会計の分も国保に1回入って、そこから健康福祉局の方にお金が回ってという形で、それも国保の方が比率で言っても大きい金額が出ているので、そう考えたときに、国保の皆さんにはしっかりとした説明が必要なんじゃないかと思っているんです。議会ではこの間の決算の総括質疑なんかで色々と言わせてもらったりもしたので、あえて僕から詳しいことはあれなんですけれども、今後このような問題が起きた場合には、きっちり文書なり何なりで、説明していただきたいなと思うんですが、もし同じようなことが起こった場合、今後の対応としてはどのように考えておられるのか、教えてください。

事務局： 国保年金管理担当課長でございます。国保の運営協議会でございますので、国保の運営に係る重要な事項等は、委員にご報告するなり、お諮りするなりということが必要なものであれば、そちらについてはご報告させていただく、ということでございます。

委員： ちょっと分からないような内容のことを議員さんと課長さんの間でお話しされているんですけれども、ヘルスアップ事業の費用対効果の問題を話されているんじゃないかというような気もするんですが、資料13ページに特定健診受診率というのがあって、私も結構長いことこの席に居てますから色々お話は聞いてきておるんですけれども、なかなか40%に届きそうで届かないと。平成30年度を見ると若干下がってしまっているということで、たぶんこの辺に対する費用の使い方だと思うんですけれども、約6億円を予算計上されていて、色々な形でヘルスアップ事業の方たちが頑張ってきたので、私この席でその報告を何回かお聞きしておりますので、大変よくやってくれているんだなど、国保の料金というか負担金が全体的に下がるのであれば良いことだと思って、私は随分賛成をして拍手をしてきたところなんですけれども、その事業自体が監査という形で議論になっているというのであれば、私のこれまでの市がされる事業に諸手を挙げて賛成してきたという行為は何だったのだろうかという疑問に感じているところもあるんです。本当にそれで国保委員として良かったのだろうか。また、国保運協の中でもその事柄が随分良いように報告されていきましたので、そういったことを鵜呑みにしてきたということが、委員として正しい態度だったのかなあと、今反省しています。

ジェネリックの場合は、医薬品が例えば500円するものが300円になったりという、具体的に料金として下がるから負担料も下がるということが分かるんですけれども、たしかにヘルスアップ事業だとかそういった特定健診の事業内容というのは、そういった形で結果として表れてくるかということ、微妙なところがあると思います。そういった意味ではこの間の予算をどれだけ使ったかという費用対効果の形で、私たちとしても見せていただかないといけないんじゃないかという反省もありますので、

課長さんすみませんが、また詳しい内容のことがお分かりであれば、今後資料として見せていただくと大変ありがたいんですけども、ということを要望しておきます。

事務局： 健康支援推進担当課長でございます。ただ今委員からご指摘いただきましたが、今回の監査指摘というのは、あくまで事業自体を指摘されているのではなくて、意思決定でありますとか、職員の業務量に関しての指摘をたくさんいただいております。ですから今まで特定健診、特定保健指導させていただいております、ほぼほぼ年間270回、300回近い健診、保健指導をさせていただいていたという実績に基づいて40%越えの保健指導率とか、40%に近い健診受診率を維持しておりますが、それがやはり職員の業務量の積算でありますとか、方針の決裁の仕方でありますとか、そういうところに不備があったというご指摘なので、われわれ今回ご指摘いただいたことに関しては真摯に受け止めたうえで、改善に努めておるところでございます。

また、ご指摘いただきましたように、5億円とか、かなりの事業費でヘルスアップの健診や事業をしてきておりましたが、その実績といたしまして、毎年ご報告というか、お耳に入っているかもしれませんが、医療費の伸びというものがございます。医療費の伸びを見ますと、兵庫県では例えば平成20年度をベースといたしまして、平成29年度の医療費比較をしますと、全国平均で78,822円の医療費増というデータが出ております。兵庫県で言えば、80,215円です。尼崎市は72,806円と、医療費の伸びとしては、他の自治体より抑えられているというのは、今までのヘルスアップ戦略の成果ではないかと考えております。以上です。

委員： 今ございました13ページの所で、平成30年度の取組結果を記載いただいているんですけども、数値を見ますとこれまでの当市に限った推移だけが載っておりますので、国保の運営自体が都道府県単位化したということもございますので、県全体で当市がどの立ち位置なのかとか、全国的にどういったところなのか、といったことも資料を作成するにあたって付記していただくとありがたいなと思います。以上です。

事務局： 国保年金管理担当課長でございます。委員ご指摘のとおり、今後は都道府県単位化の中で比較材料として、県であるとか国全体の部分の記載を、ということがございます。こちらについては、可能な限りその方向で資料等を作らせていただきたいと思います。以上でございます。

委員： 基金が33億円、剰余金があるということでお聞きしているんですけども、国民健康保険の年金生活者なんですけれども、保険料が結構高いんですよ、2人だけでも。最近知ったんですけど、均等割というのは産まれた時からかかるのかという話を聞いて、剰余金もあるので、今とにかく2人だけでも保険料を払うのはかつかつなんですよ。でも赤ちゃんは収入は無いわけですよ。稼いでいないし。でも国民健康保険は赤ちゃんでもとにかく、子どもさんを多く産んだらその分多く保険料がかかるという話を聞いたんですけども、だから、均等割が地方によったら廃止している所もあ

るという風に聞いたんです。だから、基金に回している剰余金があるんだったら、その子どもさんが産まれた時に国民健康保険料1人分かかりますよ、というのは可哀想というか、大変だなあと。子どもが産まれたといっても収入が上がるわけではない。だから、その辺りがここで話し合えることか分からないんですけど、ちょっと考えてみていただけたらなと思ったんです。以上です。

事務局： 国保年金管理担当課長でございます。委員のご指摘は、子どもの均等割の減免だと思います。昨今の子育てに関するいろんなニーズが高まっているというのは承知しておるところでございます。この減免につきましても、全国で20数の保険者で、3人目以降とか、いろんな条件は付くんですけども、そういったことで減免をしているということも、承知しております。

しかしですね、今現在は都道府県単位化、これを国保事業としてはやっているところでございます。この都道府県単位化の今後の推移、そして、本市は元々それとは別に特別減免ということで、保険料が一定以上の負担となる方については、減免をしておるところでございます。そういうこともございますので、そういった市独自の減免のあり方などと合わせまして、今後限られた財源を有効に活用するということで、減免制度を含めた全体を検討していきたいと考えております。以上でございます。

会長： 他に発言はありませんか。

それでは、発言もないようですので、報告事項を終わります。

以上をもちまして、本日の協議会は全て終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。